

事務所通信



令和6年12月号

山本修税理士事務所
株式会社 川島経営研究所

<http://www.kawa-kei.co.jp>

〒105-0014 東京都港区芝2-2-15 芝ヒロセビル5F

TEL03(3456)4361 FAX03(5476)7255 Ex-Jinfo@kawa-kei.co.jp

マイナ保険証

■ 健康保険証について

ニュースなどで度々話題になっておりますが、令和6年12月2日以降は新たに健康保険証が発行されません。

今後は健康保険証の登録をしたマイナンバーカードを保険証として医療を受診することがメインになります。

- ① マイナンバーカードを所有している方で、健康保険証登録済みの方（以下「マイナ保険証」）

マイナ保険証をお持ちの方は、マイナンバーカードを医療機関窓口のカードリーダーに読み込まれれば受診できます。カードリーダーに読み込ませる際は顔認証又は4ケタの暗証番号を入力します

- ② マイナンバーカードを所有しているが健康保険証登録をしていない人又はマイナンバーカードを所有していない人についての対応

資格確認書を提示して受診できます。これまでの健康保険証は令和7年12月1日までの1年間は有効で使用できます。

■ 書類手続き面

以下は協会けんぽの手続を前提にお話しします。

これから入社等で新たに保険加入される方については、加入手続き後に資格確認書が発行されますが、マイナ保険証の保険加入手続きの切り替えが3営業日程度に対して資格確認書が発行されるまでに2か月程度が予想されます。

また既存加入者でも来年9月以降に再度資格確認書が必要であると判断された場合は健康保険証の期限が切れる前に資格確認書が送付される予定です。

制度の開始により資格取得手続きおよび資格喪失手続きについて様式が変更されております。なお資格確認書

発行要否欄が新たに設けられました。健康保険被保険者資格取得届作成の際に資格確認書の発行が必要な場合は□に☑を入れます。また本人だけでなく被扶養者についても同じく被扶養者異動届に☑を入れます。

■ 利用するメリット

マイナ保険証は医療情報の共有化においてメリットがあります。他院での診療実績と服用している薬の情報が履歴としてあるため重複処方のリスクが回避できます。

マイナ保険証では手続きなしで高額療養費制度に基づいて限度額を超える医療費の立替支払が不要です。（一度医療費を支払い、高額療養費申請後に戻っていますが、最初から手続き不要で減額されます。）

医療従事者の事務手続きの負担軽減となりすましによる不正利用の防止にも活用されるようです。

資格確認書もこれまで通りのプラスチックのカード型のようですが従来の保険証とは違い、資格確認書は有効期限があります。有効期限は4~5年程度を予定しているようです。色は黄色を予定しております。



マイナポータルを活用するとe-Taxの医療費控除にも活用できます。マイナポータルは、行政手続のオンライン窓口です。ご自身の所得税・地方税、行政機関からのお知らせなど、必要な情報をいつでも確認できます。また、お住まいの地域のサービスや手続をお手元のパソコンやスマートフォンで簡単に検索でき、手続によってはそのまま申請できます。

■ マイナ保険証の普及状況

現在、医療機関の窓口でマイナ保険証を利用している比率は、全国平均で15・67%（10月時点、9月は13.87%、8月は12.43%と少しずつ増えております

が)とまだまだ低いです。

都道府県別でみると、10月分で最も高いのは富山県の23・59%。次いで島根県、福井県、石川県、新潟県と続き、北陸地方など日本海側の利用率が高い傾向にあります。最も低いのは沖縄県の7・43%。和歌山県、愛媛県、宮城県、愛知県となり、地域差もあります。

年末年始の予定

今年は猛暑に残暑と秋がほとんどない年でした。それ故いつも以上に急に年末になった感じを受けます。

● 今年を振り返りますと人手不足を感じるご相談、お話を多くありました。世間でも話題になったことを複数のお客様からお聞きしました。大手求人サイトに掲載してもなかなか集まらない、採用しても続かない。採用後すぐに退職代行業者による退職連絡も複数聞きました。求人した会社側に問題があると思いやそうでもなさそうです。現在求職している方々と求人採用する側の企業の今までの価値観、考え方が乖離しているように感じます。

● 休日に大手飲食店Aで家族と飲食をすることが度々あります。店内では猫型ロボットがひっきりなしに配膳をしており、2機稼働して上手く利用しているところもあるし、別のB店では1機あるのだけれども、何時行っても動かしていないと見受けられる店舗もあります。別のチェーン店Cでは、お膳をお客様のテーブルまでロボットが運んでくるが、そこからテーブルに置いてくれるのは必ず店員さんという組み合わせで行動しているお店もあります。飲食店での注文はタブレット端末が当たり前になっているし、さらに会計もテーブル決済。猫型配膳ロボットの時給は160円前後との記事も見ました。これは月額リース料と電気代を時間に換算するとの話です。フル稼働し効率よく活用するとものすごい戦力になります。



先日入ったこれまた別の大手飲食店Dではホールに1名、キッチンはおそらく3名、席は複数テーブル空いていて、お客様は外で10組程度待ちと明らかに人手が足りておりません。注文も配膳も従来通り人力対応します。慌ただしく働く店員さんが疲弊して辞めないものかと心配になる位です。物価高騰以上に人手不足の方が問題であると感じます。

別の見方からすると奥のテーブルを全く使用しない代わりに本日いるメンバーで乗り切る。お客様店内には通さない。売上のチャンスは逃すかもしれないが、それ以上に余剰になるかもしれない人をあらかじめシフトに入れない。時給が高いので人を出来るだけ使用しない方が、結果として良いという練られた経営戦略かもしれない。それは考えすぎて単に求人しても応募が来ないで人手が足りないのかもしれない。正解はどうちらかと色々想像します。

● 会計事務所業界も少し前までは人余りだったはずがいつの間にか人手不足です。当事務所は現在求人をしておりませんが、他人事には感じられません。機械の導入だけでなくその後の効率的な運用と、人が行わなければならぬこと（人の役割）を見直す時期が来たと考える1年でした。

どんな職業でもその仕事、その職種、その作業に携わる人が好きな方がおおむね長続きしていると思います。かつては離職率の高い職種であっても、その仕事が好きで人柄に問題ないのであれば、その貴重な人材をいつまでも活躍してもらえるように考え方を改めて、会社側も採用した人が働き続けようと思うような福利厚生制度の導入、職場環境の改善、規則の整備、あると便利なシステムをより活用したいものです。

● 今年はカレンダーの都合で12月27日(金)を仕事納めとなります。また年始も1月6日(月)からスタートとなります。今年の年末年始のお休みは9連休になる方が多いと思います。当社もカレンダー通りです。1月10日(金)が年末調整の調整納付期限です。従業員さんへの還付が1月給料であって計算は年内に終わっていないと年始早々ギリギリになってしまいましてので皆様ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

(担当 芝事務所：山本 修)